

富士見市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 制定趣旨

第8期富士見市高齢者保健福祉計画の策定に伴い、令和3年度から令和5年度までの介護保険料の改定を行うもの。また、平成30年度税制改正における個人所得課税の見直しにより、給与所得控除及び公的年金等控除額の10万円の引き下げの影響を受け、令和3年度以降の介護保険料額に関して意図せざる影響や不利益が生じることを防ぐため、関係法令の規定を踏まえて条例改正を行うもの。

2 主な改正内容

(1) 介護保険料の改定（第10条関係）

- ・新保険料基準額 5,412円（第7期 5,144円 +268円 +5.2%）
- ・段階数 13段階（第7期から変更なし）
- ・料率 0.50～2.20（第7期から変更なし）

※公費による保険料軽減

- ・第1段階保険料率 0.50 ⇒ 0.30 (△0.20)
(年間保険料32,472円 ⇒ 19,483円 △12,989円)
- ・第2段階保険料率 0.70 ⇒ 0.50 (△0.20)
(年間保険料45,460円 ⇒ 32,472円 △12,988円)
- ・第3段階保険料率 0.75 ⇒ 0.70 (△0.05)
(年間保険料48,708円 ⇒ 45,460円 △3,248円)

(2) 個人所得課税の見直しに係る改正（第10条関係）

平成30年度税制改正により、給与所得控除及び公的年金等控除額が、それぞれ10万円引き下げられたため、合計所得金額がこれまでよりも増加する可能性があります。介護保険料の算定においては合計所得金額を参照しており、収入額が変わらないにも関わらず、保険料段階が上がってしまうことがあるため、第10条中「合計所得金額」について、給与所得又は公的年金等に係る雑所得がある場合に、当該合計所得金額から10万円を控除する旨を規定し、意図せざる不利益が生じること

を防ぐものです。

3 施行日

令和3年4月1日

		第7期保険料 (平成30年度～令和2年度)		第8期保険料 (令和3年度～令和5年度)	
		基準月額 (円)	5,144	基準月額 (円)	5,412
段階	対象者区分	保険料率	年間保険料 (円)	保険料率	年間保険料 (円)
1段階	・ 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方 ・ 生活保護を受給している方 ・ 世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.50	30,800	0.50	32,400
		0.30	18,500	0.30	19,400
2段階	・ 世帯全員が市町村民税非課税で、第1段階に該当しない方 かつ課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円以下の方	0.70	43,200	0.70	45,400
		0.50	30,800	0.50	32,400
3段階	・ 世帯全員が市町村民税非課税で、第1段階に該当しない方 かつ課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える方	0.75	46,200	0.75	48,700
		0.70	43,200	0.70	45,400
4段階	・ 本人が市町村民税非課税の方 (世帯員に市町村民税課税者がいる場合) かつ課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.90	55,500	0.90	58,400
5段階	・ 本人が市町村民税非課税の方 (世帯員に市町村民税課税者がいる場合) かつ課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える方	1.00	61,700	1.00	64,900
6段階	・ 本人が市町村民税課税で合計所得金額が125万円未満の方	1.11	68,500	1.11	72,000
7段階	・ 本人が市町村民税課税で合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	1.30	80,200	1.30	84,400
8段階	・ 本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.65	101,800	1.65	107,100
9段階	・ 本人が市町村民税課税で合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	1.70	104,900	1.70	110,400
10段階	・ 本人が市町村民税課税で合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	1.90	117,200	1.90	123,300
11段階	・ 本人が市町村民税課税で合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	2.00	123,400	2.00	129,800
12段階	・ 本人が市町村民税課税で合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	2.10	129,600	2.10	136,300
13段階	・ 本人が市町村民税課税で合計所得金額が1,000万円以上の方	2.20	135,800	2.20	142,800

富士見市介護保険条例（平成12年条例第6号）新旧対照表

新	旧
<p>(保険料率及び確定保険料)</p> <p>第10条 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における法第129条第2項に規定する条例で定める保険料率（以下「保険料率」という。）は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>32, 472円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>45, 460円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>48, 708円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>58, 449円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>64, 944円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>72, 087円</u></p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0</u></p>	<p>(保険料率及び確定保険料)</p> <p>第10条 <u>平成30年度から令和2年度</u>までの各年度における法第129条第2項に規定する条例で定める保険料率（以下「保険料率」という。）は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>30, 864円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>43, 209円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>46, 296円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>55, 555円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>61, 728円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>68, 518円</u></p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする</u></p>

とする。以下この項において同じ。)が125万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 84, 427円

ア 合計所得金額が200万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 107, 157円

ア 合計所得金額が300万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 110, 404円

_____。以下この項において同じ。)が125万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 80, 246円

ア 合計所得金額が200万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 101, 851円

ア 合計所得金額が300万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 104, 937円

ア 合計所得金額が400万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 123, 393円

ア 合計所得金額が600万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 129, 888円

ア 合計所得金額が800万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 136, 382円

ア 合計所得金額が1,000万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号

ア 合計所得金額が400万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 117, 283円

ア 合計所得金額が600万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 123, 456円

ア 合計所得金額が800万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 129, 628円

ア 合計所得金額が1,000万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号

の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

（13） 前各号のいずれにも該当しない者 142,876円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、19,483円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「19,483円」とあるのは、「32,472円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「19,483円」とあるのは、「45,460円」と読み替えるものとする。

附 則

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第10条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第10条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、

の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

（13） 前各号のいずれにも該当しない者 135,801円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度 _____ における保険料率は、同号の規定にかかわらず、18,518円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度 _____ における保険料率について準用する。この場合において、前項中「18,518円」とあるのは、「30,864円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度 _____ における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「18,518円」とあるのは、「43,209円」と読み替えるものとする。

（新 設）

同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）とし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。